

保護預り規定兼振替決済口座管理規定

第1条（趣旨）

この規定は、お客様から当金庫が次に掲げる証券（以下「国債証券等」といいます。）をお預りし、またはお客様が社債、株式等の振替に関する法律（以下「振替法」といいます。）に基づく振替決済制度において取り扱う国債（以下「振込国債」といいます。）にかかる口座を当金庫に開設するに際し、当金庫とお客様との間の権利義務関係を明確にするために定めるものです。

- ① 国債証券
 - ② 地方債証券
 - ③ 社債証券
 - ④ 円貨建外国証券
 - ⑤ 貸付信託受益証券
- 2 当金庫は、前項にかかわらず、相当の理由があるときは国債証券等のお預り、または振込国債にかかる振替による受入れをお断りすることがあります。
 - 3 この規定に従ってお預りした国債証券等を以下「保護預り証券」といい、保護預り証券と振込国債とをあわせて以下「振替債等」といいます。

第2条（保護預り証券の保管方法および保管場所）

当金庫は、保護預り証券について金融商品取引法（以下「金商法」といいます。）第43条の2に定める分別管理に関する規定に従って次のとおりお預りします。

- ① 保護預り証券は、当金庫所定の場所に保管し、特にお申し出がない限り他のお客様の同銘柄の証券と区別することなく混蔵して保管（以下「混蔵保管」といいます。）できるものとします。
- ② 前号による混蔵保管は大券をもって行うことがあります。

第3条（混蔵保管に関する同意事項）

前条の規定により混蔵保管する国債証券等については、次の事項につきご同意いただいたものとして取り扱います。

- ① 保護預り証券の数または額に応じて、同銘柄の国債証券等に対して、共有権または準共有権を取得すること
- ② 新たに国債証券等をお預りするときまたは保護預り証券を返還するときは、当該証券のお預りまたはご返還については、同銘柄の証券をお預りしている他のお客様と協議を要しないこと

第4条（振替決済口座）

振込国債にかかるお客様の口座（以下「振替決済口座」といいます。）は、振替法に基づく口座管理機関として、当金庫が備え置く振替口座簿において開設します。

- 2 振替決済口座には、日本銀行が定めるところにより、種別ごとに内訳区分を設けます。この場合において、質権の目的である振込国債の記載または記録をする内訳区分と、それ以外の振込国債の記載または記録をする内訳区分とを別に設けて開設します。
- 3 当金庫はお客様が振込国債についての権利を有するものに限り振替決済口座に記載または記録いたします。

第5条（保護預り口座または振替決済口座の開設）

国債証券等については、当金庫に対して保護預り口座を開設した場合に限り保護預りを、振込国債については振替決済口座を開設した場合に限りその管理を受け付けることとし、当該口座開設の際は当金庫所定の取引申込書等をご提出ください。

- 2 当金庫は、お客様から取引申込書等による口座開設の申込みを受け、これを承諾したときは遅滞なく口座を開設し、お客様にその旨を連絡いたします。
- 3 取引申込書等に押印された印影および記載された住所・氏名等をもって、届出の印鑑・住所・氏名等とします。
- 4 振替決済口座は、この規定に定めるところによるほか、振替法その他の関連法令ならびに日本銀行の国債振替決済業務規程その他の関連諸規則に従って取り扱います。

第5条の2（共通番号の届出）

お客様は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」といいます。）その他の関係法令の定めに従って、振替決済口座を開設するとき、共通番号（番号法第2条第15項に規定する法人番号。以下同じ。）の通知を受けたときその他番号法その他の関係法令が定める場合に、お客様の共通番号を当社にお届出いただきます。その際、番号法その他の関係法令の規定に従い本人確認を行わせていただきます。

第6条（契約期間等）

この契約の当初契約期間は、契約日から最初に到来する3月末日までとします。

- 2 この契約は、お客様または当金庫から申し出のない限り、期間満了日の翌日から1年間継続されるものとします。なお、継続後も同様とします。

第7条（口座管理等に関する手数料）

当金庫は、口座管理等に関する手数料について、別途定める所定の料金を、所定の方法によりいただきます。

- 2 手数料は諸般の情勢により変更することがあります。変更後の手数料は、変更日以後最初に継続される契約期間から適用します。
- 3 当金庫は、前項の場合、売却代金等の預り金があるときは、それから充当することがあります。また、手数料のお支払いがないときは、振込国債の償還金または利金の支払いのご請求には応じないことがあります。
- 4 当金庫は指定口座に手数料に相当する金額がない場合は、第14条により当金庫が受け取る振替債等の償還金（第13条の規定に基づき決定された償還金を含みます。以下同じ。）、利金または買取り代金等（以下「償還金等」といいます。）から手数料に充当することができるものとします。

第8条（預入れおよび返還）

保護預りの国債証券等を預け入れるときは、お客様またはお客様があらかじめ届け出た代理人（以下「お客様等」といいます。）が当金庫所定の依頼書に届出の印章（または署名）により記名押印（または署名）して、お取引証とともにご提出ください。

- 2 保護預り証券の全部または一部の返還をご請求になるときは、その7営業日前までに当金庫所定の方法でその旨をお申し出のうえ、返還の際に前項に準じた手続により、保護預り証券をお引き取りください。
- 3 利金支払期日の7営業日前から同支払期日の前営業日までの間は、国債証券等の預入れおよび保護預り証券の返還をすることはできません。

第9条（振替の申請）

お客様は、振替決済口座に記載または記録されている振込国債について、次の各号に定める場合を除き、当金庫に対し、振替の申請をすることができます。

- ① 差押えを受けたものその他の法令の規定により振替またはその申請を禁止されたもの
 - ② 法令の規定により禁止された譲渡または質入れにかかるものその他日本銀行が定めるもの
 - ③ 振込国債の償還期日または利金支払期日の3営業日前から前営業日までの範囲内において日本銀行が定める期間中に振替を行うもの
- 2 前項に基づき、お客様が振替の申請を行うに当たっては、あらかじめ、次に掲げる事項を、当金庫に提示いただくかなければなりません。
- ① 減額および増額の記載または記録がされるべき振込国債の銘柄および金額
 - ② お客様の振替決済口座において減額の記載または記録がされるべき種別および内訳区分
 - ③ 振替先口座
 - ④ 振替先口座において、増額の記載または記録がされるべき種別および内訳区分
- 3 前項第1号の金額は、その振込国債の最低額面金額の整数倍となるよう提示しなければなりません。
- 4 振替の申請が、振替決済口座の内訳区分間の場合には、第2項第3号の提示は必要ありません。また、同項第4号については、「振替先口座」を「お客様の振替決済口座」として提示してください。
- 5 振込国債の全部または一部を振替えるときは、その3営業日前までに当金庫所定の方法でその旨をお申し出のうえ、お客様等が当金庫所定の依頼書に届出の印章（または署名）により記名押印（または署名）してご提出ください。
- 6 当金庫に振込国債の買取りを請求される場合、前項の手続をまたずに振込国債の振替の申請があったものとして取り扱います。

第10条（他の口座管理機関への振替）

当金庫は、お客様からお申し出があった場合には、他の口座管理機関へ振替を行うことができます。

- 2 前項において、他の口座管理機関へ振替を行う場合には、あらかじめ当金庫所定の依頼書によりお申し込みください。

第11条（質権の設定）

お客様の振込国債について、質権を設定される場合は、当金庫が認めた場合の質権の設定についてのみ行うものとし、この場合、日本銀行が定めるところに従い、当金庫所定の手続による振替処理により行います。

第12条（保護預り証券の返還または振込国債の抹消の申請に準ずる取扱い）

当金庫は、次の各号のいずれかに該当する場合は、第8条第2項の手続をまたずに保護預り証券の返還の請求が、または振替法に基づく振込国債の抹消の申請があったものとして、当金庫がお客様に代わって手続させていただきます。

- ① 当金庫に保護預り証券の買取りを請求される場合
- ② 当金庫が第14条により振替債等の償還金（分離利息振込国債の場合は、利金の支払）を受け取る場合

第13条（抽選償還）

混蔵保管中の保護預り証券が抽選償還に当選した場合には、被償還者および償還額の決定は当金庫所定

の方法により公正かつ厳正に行います。

第14条（償還金等の受入れ等）

振替債等の元金または利金の支払があるときは、当金庫がお客様に代ってこれを受領し、指定口座に入金します。

- 2 振替決済口座に記載または記録されている振込国債（差押えを受けたものその他の法令の規定により抹消またはその申請を禁止されたものを除きます。）の元金および利金の支払があるときは、日本銀行が代理して国庫から受領したうえ、当金庫がお客様に代って日本銀行からこれを受領し、指定口座に入金します。
- 3 当金庫は、第2項の規定にかかわらず、当金庫所定の様式により、お客様からのお申し込みがあれば、お客様の振替決済口座に記載または記録がされている振込国債（差押えを受けたものその他の法令の規定により抹消またはその申請を禁止されたものを除きます。）の利金の全部または一部を、お客様があらかじめ指定された、当金庫に預金口座を開設している他のお客様に配分することができます。

第15条（連絡事項）

当金庫は、振替債等について、次の事項をご通知します。

① 残高照合のための報告

② 第13条により被償還者に決定したお客様には、その旨および償還額

- 2 前項第1号の残高照合のための報告は、振替債等の残高に異動があった場合に、当金庫所定の時期に年1回以上ご通知します。なお、法令等の定めるところにより取引残高報告書を定期的に通知する場合には、残高照合のための報告内容を含めて行います。
- 3 当金庫が届出のあった名称、住所にあてて通知を行いまはその他の送付書類を発送した場合には、延着しまたは到達しなかったときでも通常到達すべきときに到達したものとみなします。
- 4 当金庫は、第2項の規定にかかわらず、お客様が特定投資家（金商法第2条第31項に規定する特定投資家（同法第34条の2第5項の規定により特定投資家以外の顧客とみなされる者を除き、同法第34条の3第4項（同法第34条の4第4項において準用する場合を含みます。）の規定により特定投資家とみなされる者を含みます。）をいいます。）である場合であって、当該お客様からの第2項に定める残高照合のためのご報告（取引残高報告書による通知を含みます。以下本項において同じ。）に関する事項についての照会に対して速やかに回答できる体制が整備されている場合には、当金庫が定めるところにより残高照合のためのご報告を行わないことがあります。

第16条（届出事項の変更）

印章等を失ったとき、または印章、名称、代表者、代理人、住所、共通番号その他の届出事項に変更があったときは、直ちに当金庫所定の方法により届出てください。

- 2 前項により届出があった場合、当金庫は所定の手続を完了した後でなければ国債証券等の受入れ、保護預り証券の返還、振込国債の振替または抹消、契約の解約のご請求には応じません。この間、相当の期間を置き、また、保証人を求めることがあります。
- 3 第1項による変更後は、変更後の印影・住所・氏名、共通番号等をもって届出の印鑑・住所・氏名等とします。

第17条（当金庫の連帯保証義務）

日本銀行が、振替法等に基づき、お客様（振替法第11条第2項に定める加入者に限ります。）に対して負うこととされている、次の各号に定める義務の全部の履行については、当金庫がこれを連帯して保証いたします。

- ① 振込国債（分離適格振込国債、分離元本振込国債または分離利息振込国債を除きます。）の振替手続きを行った際、日本銀行において、誤記帳等により本来の残額より超過して振替口座簿に記載または記録されたにもかかわらず、振替法に定める超過記載または記録にかかる義務を履行しなかったことにより生じた振込国債の超過分（振込国債を取得した者のないことが証明された分を除きます。）の元金および利金の支払いをする義務
- ② 分離適格振込国債、分離元本振込国債または分離利息振込国債の振替手続きを行った際、日本銀行において、誤記帳等により本来の残額より超過して振替口座簿に記載または記録されたにもかかわらず、振替法に定める超過記載または記録にかかる義務を履行しなかったことにより生じた分離元本振込国債および当該国債と名称および記号を同じくする分離適格振込国債の超過分の元金の償還をする義務または当該超過分の分離利息振込国債および当該国債と利金の支払期日を同じくする分離適格振込国債の超過分（振込国債を取得した者のないことが証明された分を除きます。）の利金の支払いをする義務
- ③ その他、日本銀行において、振替法に定める超過記載または記録にかかる義務を履行しなかったことにより生じた損害の賠償義務

第18条（解約等）

この契約は、お客様のお申し出によりいつでも解約することができます。解約するときは、その3営業日前までに当金庫所定の方法でその旨をお申し出のうえ、解約の際にお客様が当金庫所定の解約依頼書に届出の印章（または署名）により記名押印（または署名）してご提出し、保護預り証券をお引き取りまたは振込国債を他の口座管理機関へお振替えください。第6条によるお客様からのお申し出により契約が更新されないときも同様とします。なお、印章等を失った場合の解約は、このほか第16条に準じて取り扱います。

- 2 前項にかかわらず、振替債等の利金支払期日の3営業日前から同支払期日の前営業日までの間は、この契約の解約をすることはできません。
- 3 保護預り証券は、お客様がお引き取りになるまでは、この規定により当金庫がお預りします。
- 4 次の各号のいずれかに該当する場合には、当金庫はいつでもこの契約を解約できるものとします。この場合、当金庫から解約の通知があったときは、直ちに当金庫所定の手続きをとり、保護預り証券をお引き取りまたは振込国債を他の口座管理機関へお振替えください。第6条による当金庫からの申し出により契約が更新されないときも同様とします。
 - ① お客様が手数料を支払わないとき
 - ② お客様について相続の開始があったとき
 - ③ お客様等がこの規定に違反したとき
 - ④ 第7条により料金の計算期間が満了したときに口座残高がない場合、その他当金庫が別に定める一定期間に口座の受入れ・払出しが行われない場合
 - ⑤ やむを得ない事由により、当金庫が解約を申し出たとき
- 5 前項による振替債等の引取りまたは振替え手続きが遅延したときは、遅延損害金として解約日または契約期間の満了日から引き取りの日までの手数料相当額をお支払いください。
- 6 当金庫は前項の遅延損害金および手数料を引取りの日に第7条第1項の方法に準じて自動引落することができるものとします。この場合、第7条第2項に準じて売却代金等から充当することができるものとします。

第19条（緊急措置）

法令の定めるところにより振替債等の引渡しを求められたとき、または店舗等の火災等緊急を要するときは、当金庫は臨機の処置をすることができるものとします。

第20条（公示催告等の調査）

当金庫は、保護預り証券について、公示催告・除権判決の公告等についての調査義務は負いません。

第21条（保護預りに関する権利の譲渡、質入れの禁止）

この契約によるお客様の保護預りに関する権利およびお取引証は、譲渡または質入れすることはできません。

第22条（免責事項）

当金庫は、次に掲げる場合に生じた損害については、その責を負いません。

- ① 第16条第1項による届出の前に生じた損害
- ② 依頼書、諸届その他の書類に使用された印影（または署名）を届出の印鑑（または署名鑑）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて国債証券等の受入れまたは保護預り証券の返還、振込国債の振替または抹消、その他の取扱いをしたうえで、当該書類について偽造、変造その他の事故があった場合に生じた損害
- ③ 依頼書に使用された印影（または署名）が届出の印鑑（または署名鑑）と相違するため、国債証券等を受入れまたは保護預り証券を返還または振込国債の振替または抹消をしなかった場合に生じた損害
- ④ 災害、事変その他の不可抗力の事由が発生し、または当金庫の責めによらない事由により保管施設または記録設備の故障等が発生したため、国債証券等の受入れまたは保護預り証券の返還、振込国債の振替または抹消に直ちには応じられない場合に生じた損害
- ⑤ 前号の事由により、保護預り証券が紛失、滅失、毀損等した場合、振込国債の記録が滅失等した場合、または第14条による償還金等の指定口座への入金が遅延した場合に生じた損害
- ⑥ 第19条の事由により、当金庫が臨機の処置をした場合に生じた損害

第23条（規定の変更）

この規定は、民法に定める定型約款に該当します。この規定は法令の変更その他必要な事由が生じたときに、民法の定型約款の変更の規定に基づき変更することがあります。変更を行う旨および変更後の規定の内容ならびにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに店頭表示、インターネット又はその他相当の方法により周知します。

以上
2020年4月1日現在
農林中央金庫